

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 繰 越 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)		21	円	
		工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)		22		
		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		23		
		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)		24		
		当 法 期	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		25	
			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		26	
		分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑩」)		27	
			当期税額控除額の合計額 (26) - (27)		28	
		の	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		29	
			総調整前連結税額基準額の残額 (29) 又は ((29) - (26))		30	
		合 期 繰 越 計 算	繰越税額控除可能額の合計額	連 結 事 業 年 度 ・ ・ ・ ・ (各連結法人の(44)の①)の合計)	31	
				・ ・ ・ ・ (各連結法人の(44)の②)の合計)	32	
				・ ・ ・ ・ (各連結法人の(44)の③)の合計)	33	
				・ ・ ・ ・ (各連結法人の(44)の④)の合計)	34	
		合 計		35		
		の	調整前連結税額超過構成額	連 結 事 業 年 度 ・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑦」)	36	
				・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑧」)	37	
				・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑨」)	38	
				・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の⑩」)	39	
				合 計	40	
		当期繰越税額控除額の合計額 (35) - (40)		41		
		法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)		42		
		各 連 結 法 人 に お け る 計 算	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額又は当期 税額控除限度額	当期控除可能額	翌 期 繰 越 額 (43) - (44)
		・ ・ ・ ・	①	43 円	44 円	45
		・ ・ ・ ・	②			外 円
		・ ・ ・ ・	③			外
		・ ・ ・ ・	④			外
		計			(17)	
		当期分		(5)	(9)	外
		合 計				

各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 繰 越 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	
		調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2		
		取得価額の合計額 (別表六の二(十三)付表「10」の合計)		3		
				4		
		同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		4		
		税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$		5		
		法人税額基準額		6		
				7		
		調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6		
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7		
		法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)		8		
		当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)		9		
		調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10		
		当期税額控除額 (9) - (10)		11		
		繰越税額控除限度超過額 (43の計)		12		
		法人税額基準額		13		
				14		
		調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$		13		
		個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14		
		個別帰属額基準額の残額 (14) 又は ((14) - (9))		15		
		法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)		16		
		当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)		17		
		調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)}$ $+ (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$		18		
		当期繰越税額控除額 (17) - (18)		19		
		法人税額の特別控除額 の 個 別 帰 属 額 (11) + (19)		20		